

## 三重中央医療センター動物実験倫理・審査委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三重中央医療センター動物実験指針第4第2号に基づき、三重中央医療センター動物実験倫理・審査委員会（以下「動物実験倫理・審査委員会」という。）の組織及び運営について定める。

(審議事項)

第2条 動物実験倫理・審査委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 動物実験の基本的事項に関すること。
- 二 三重中央医療センター動物実験指針及び動物実験倫理・審査委員会規程の改廃に関すること。
- 三 動物実験倫理・審査委員会及び動物実験実施に関する重要なこと。

(組織)

第3条 動物実験倫理・審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 院長
- 二 副院長
- 三 統括診療部長、臨床研究部長、内分泌・代謝診療部長、外科医長
- 四 薬剤科長
- 五 事務部長

(委員長)

第4条 動物実験倫理・審査委員会に委員長を置き、院長をもって充てる。

- 2 委員長は、動物実験倫理・審査委員会を招集する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 動物実験倫理・審査委員会は、4名以上の委員の出席により成立する。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 動物実験倫理・審査委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 動物実験倫理・審査委員会の庶務は、事務部管理課で行い、書記は管理課長とする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、動物実験倫理・審査委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程の一部改正は、平成17年4月1日から施行する。